平成31年 所得税確定申告 日程表
（村県民税・国民健康保険税申告）

申告会場　南阿蘇村役場 2階 大会議室
申告受付時間　午前8時30分～11時30分／午後1時～4時

税理士無料相談日を2月26日（火）～27日（水）・3月5日（火）～8日（金）の6日間設けておりますのでご利用ください。

月日	曜日	指　定　地　区　名
2月18日	月	中松二・両併三
2月19日	火	中松一・吉田二
2月20日	水	両併一・白川東
2月21日	木	一関二・吉田三
2月22日	金	両併二・一関一
2月25日	月	白川西・吉田一
2月26日	火	中松三（税理士無料相談日）
2月27日	水	立野・立野駅（税理士無料相談日）
2月28日	木	下野・沢津野
3月1日	金	喜多・乙ヶ瀬
3月4日	月	東下田・袴野・赤瀬
3月5日	火	下田・栃木（税理士無料相談日）
3月6日	水	長野・川後田（税理士無料相談日）
3月7日	木	黒川・新所・加勢（税理士無料相談日）
3月8日	金	第八駐在（税理士無料相談日）
3月11日	月	第二駐在・第七駐在
3月12日	火	第五駐在
3月13日	水	第四駐在
3月14日	木	第三駐在・第九駐在
3月15日	金	第六駐在・第一駐在

下記の人も申告が必要となりますので、必ず申告においでください。

1　大学生・専門学生・専業主婦・病気等で働けなかったなど無収入の人
2　遺族年金・障害年金受給者の人
3　専従者給与の方や配偶者・扶養控除の該当の人で、所得証明書が必要な人
4　年金400万円以下の年金受給者の人も住民税申告はしなければなりません！

【申告しないと…】

下記の手続きなどに影響する場合があります。
　国民健康保険税の軽減判定、介護保険料・後期高齢保険料・保育料の算定、公営住宅入居の申込み、国民年金免除申請、扶養認定など

所得証明や課税証明書発行ができないばかりか、軽減等を受けられず、不利益を被ることになります。

【お願い】

平成30年10月に税務署からの通知により、利用者識別番号を取得された人は、確定申告時に必ず、「電子申告・納税等に係る利用者識別番号等の通知書」を持参いただきますようお願いします。なお、まだ取得されていない人は、申告当日取得も可能です。

午前中は指定地区の人で大変混雑しますので、指定日の人が優先となります！
どうしても指定日に来られない人は、午後から申告ができます。ご協力お願いします。